

船橋市教育委員会が任用する会計年度任用職員の基本報酬に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第13号）第12条の規定により、船橋市教育委員会が任用する会計年度任用職員の基本報酬を定めるものとする。

(基本報酬)

第2条 船橋市教育委員会が任用する会計年度任用職員の基本報酬は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表

職種	基本報酬
日本語指導員	時間額1,749円～1,775円
外国語指導助手	月額315,117円～321,491円
言語聴覚士 臨床心理士	時間額2,385円～2,427円
非常勤講師 代替講師 特別非常勤講師 専門技能講師	時間額2,829円～2,839円
西安市交流事業等日本語指導員	時間額2,217円～2,246円
スクールソーシャルワーカー	時間額3,520円～3,556円
スクールカウンセラー (公認心理師等)	時間額5,000円
スクールカウンセラー (公認心理師等に準ずる者)	時間額3,500円